

(令和元 年 8 月 16 日受付)

避難勧告発令時の避難場所について

■内容

台風第 10 号の影響により、田辺市田辺に避難勧告が発令されましたが、市の人口を全て受け入れることができる避難場所はあるのか？

どこへ避難すれば良いのか教えてください。

■回答

避難勧告とは、災害発生のおそれがあり、それにより被害を受ける危険性が高まった地域の住民に対し、自身の身を守るため、早めの避難行動を促すものです。

しかし、避難勧告の発令により、その地域にお住まいの方全員が、必ずしも市指定の避難所へ避難しなければならないというわけではありません。発表されている気象警報やご自宅の状況、その場所で想定される災害により、避難の必要性が異なるためです。

例えば、大雨により河川氾濫の危険性がある場合、高台や河川から離れた場所にお住まいの方や、自宅が河川付近であっても、浸水の危険性がない建物の高層階にお住まいの方などは、避難の必要性は低いと判断される可能性があります。

また、安全と思われる地域に親族が居住されている場合は、そちらに避難される方もいらっしゃると思います。

このように、避難勧告の発令による避難先は、ご自身が安全と判断した場所であれば、市指定の避難所でなくともかまいません。

本市が作成したハザードマップ等を活用し、事前に備えるべき災害の想定や、その際の避難場所をあらかじめ決めておくことが効果的です。

そして、災害の危険性が高まった場合には、自らの身は自分で守る「自助」の意識を念頭に置いていただき、気象情報や市が発令する避難情報を基に、皆様ご自身が、災害の危険性を判断し、適切な避難行動をとっていただきますようお願いいたします。

【防災まちづくり課 防災企画係】